

例規システム賃貸借仕様書

1. 業務の目的

八匠水道企業団における例規・法令等の改正に伴う迅速かつ正確な例規改正及び例規更新を行い、適切な例規管理業務を行うことを目的とする。

2. 内容

- (1) 件名 「例規システム賃貸借」
- (2) 仕様 本仕様書及び別紙「例規システム運用仕様書」に基づく。

3. システム導入にあたっての基本的な考え方

- (1) 既存のシステム概念（単に文字列検索をする機能、法制面にとらわれずに更新する機能）にとらわれずに新たな仕組みでのシステム構築が可能であること。
- (2) 例規立案・審査支援機能を有しており、法制に係る業務効率化に寄与できること。
- (3) 総合的に各システムが連携するデータベースシステムの機能を有すること。

4. 賃貸借期間等

- (1) 賃貸借期間 令和8年10月1日～令和13年9月30日
- (2) システム導入年月日 令和8年10月1日稼動予定
- (3) システム導入時の内容現在
システム運用開始時の例規内容現在は、令和8年3月31日現在までに制定改廃された例規を反映した内容であること。

5. 基本仕様

- (1) 例規管理システム
導入時の例規総本数 約150本
- (2) 法制支援システム
- (3) 法令情報システム
- (4) システム運用サーバ機
- (5) システムサポート体制の構築

6. 入札

入札書記載の金額は、総合計金額を60ヶ月で割ったもの（月額・税抜）を記載すること。

以 上

例規システム運用仕様書

1. 導入システム

賃貸人の管理するサーバ機上で、随時内容更新可能な例規管理システム、法制支援システム及び関連するデータベースシステムを構築する。

【導入システム名】

- ・ 例規管理システム：例規検索機能を有するシステム
- ・ 法制支援システム：例規立案・審査機能を有するシステム
- ・ 外部公開用例規：例規簡易検索機能を有するHTML形式データ又は例規管理システム
- ・ 法令情報システム：例規との連動可能な機能を有する検索システム

2. システム動作環境

（１）システム運用サーバ機

- ①賃貸人の用意するサーバをIDC（インターネット・データ・センタ）方式にて活用し、庁内でのサーバ管理は一切不要とするとともに、ID認証等により庁外とのアクセスを制限すること。
- ②IDC方式にて管理するサーバ機については、システム運用に支障がない十分なスペックを有することとする。
- ③サーバ等を設置する施設は、物理的な堅ろう性とセキュリティを備えたサーバールームと広帯域なバックボーン回線を備え、火災や地震などの耐障害性に優れ、二重化電源設備が施された施設とする。
- ④サーバールームは、24時間365日体制で監視が行われ、入退室を厳しくチェックする体制が構築されていること。
- ⑤ファイアウォール機能及びウイルスチェック機能にて、サーバ機の安全性を確保するとともにシステムに必要な最新パッチ情報を適用する体制が構築されていること。
- ⑥データバックアップを日々実施し、万が一障害が発生した場合においても即座にデータ復旧可能な体制が構築されていること。

（２）クライアントPC

- ①OS：Windows 11
- ②ブラウザ：Microsoft Edge (Chromium)、Chrome

3. 各システムの概要

（１）例規管理システム

下記に示すシステム機能を利用することにより、例規の検索を可能とするとともに、例規施行日ごとの履歴管理、例規単位での更新を実現するシステムであること。

【主要検索機能】

- ①目次検索
- ②五十音索引検索
- ③用語検索
- ④引用検索

⑤制定・沿革検索

⑥全国例規集検索

【基本機能】

①検索機能

- ・システムに搭載する検索エンジンプログラムについては、信頼性・安定稼動が保障され、十分な実績を持つプログラムを利用すること。

②一覧表示機能

- ・用語検索結果は、題名及び検索時に指定した用語ヒット一覧を同時に表示ができること。
- ・例規更新状態、最終改正公布日、所管部署情報を例規名とともに表示ができること。

③全文（条文）表示機能等

- ・表示されている例規の構造を内容目次として表示できること。
- ・本則は、条項までの階層化がされ、条には、条見出しを付加して表示できること。
- ・公布日単位での例規改正情報を選択し、閲覧できること。
- ・条単位での改正履歴が閲覧できること。
- ・改正附則には、それぞれの発令を付加して表示できること。
- ・別表、様式には、それぞれ別表番号、様式番号が階層化して表示できること。
- ・表示されている目次にリンク設定を行い、指定した箇所にジャンプできること。
- ・ダウンロード箇所、新旧対照表箇所の指定ができること。
- ・様式については、リッチテキスト形式のデータとリンクができること。
- ・用語検索の結果、ヒットした文字列はそれぞれ別色で表示できること。
- ・条文中で引用している他の例規（「条例」のように略称で表記されている箇所含む。）については、リンク設定がされており、クリックすると該当する例規を参照できること。

④ダウンロード機能

- ・内容目次で指定した条項をリッチテキスト形式データとしてクライアントパソコン等に保存できること。
- ・内容目次で指定した条項をリッチテキスト形式データとして、指定する新旧対照表の体裁でクライアントパソコン等に保存できること。

⑤メモ機能

- ・LOG IN IDごとに任意のメモ情報を付記できること。
- ・付記したメモ情報については、キーワード検索ができること。

⑥履歴管理機能

・改正履歴管理機能

例規施行日ごとに例規情報を管理するとともに指定した時点ごとの閲覧・検索が可能であること。

・廃止例規管理機能

廃止された例規を廃止根拠とともに蓄積し、一覧から該当の例規内容を参照できること。

⑦更新管理機能

収録件数及び題名単位による更新履歴情報の閲覧、一覧表形式でのファイル出力ができること。

⑧セキュリティ機能

- ・システムは、LOG IN IDとパスワード等によるセキュリティ機能等を有すること。

- ・管理者権限設定により、各種設定を変更する機能を有すること。

⑨例規原議管理機能

- ・既に作成されている例規原議のワープロファイル（「制定・改廃趣旨」、「制定・改正文」、「新旧対照表」）をサーバ上に登録し、一元管理できること。
- ・登録された原議情報については、キーワード検索ができること。

⑩法令情報データベース等への拡張機能

- ・「法令情報データベース」への拡張
「例規」と「法令」のデータベース連携が機能拡張により対応可能なこと。

⑪全国例規集検索機能

- ・インターネット上に公開されている全国自治体の例規について検索・閲覧ができること。この場合において、例規種別、自治体規模別、都道府県別に応じて絞り込むことができること。

（２）法制支援システム

下記に示すシステム機能等により、例規改廃業務支援を可能とするシステムであること。

【基本仕様】

- ・従来の内容更新回数にとらわれず例規の改廃が発生した時点での更新作業（随時更新）も可能なシステムであること。
- ・システム動作環境で示すWEBブラウザのみで、立案・審査に関する機能操作を実現できること。
- ・例規の立案・審査進行状況について、システムを通じて確認できること。
- ・現行条文に修正を加え、改正後条文が把握できる新旧対照表の自動生成が可能であること。
- ・作成した改正後条文から、改め文の自動生成が可能であること。
- ・生成された改め文に公布文等を付加した状態での、ファイル出力が可能であること。
- ・法令構造チェックや用語等が適正に使われているかの審査機能を有すること。
- ・法制面で必要と思われる審査機能を有していること。
- ・システム運用面で必要と思われるバージョンアップについては、常に意識し実現していくこと。
- ・構築した「例規データ」部分の著作権は、八匠水道企業団に帰属するものとする。

【主要機能】

- ・新規制定、一部改正、全部改正及び廃止の改正手続を支援する機能を有すること。
- ・改正後条文の起案が完成したところで、その条文の形式的な整合性を条文構造、用字用語、改正例規内引用関係等の観点から審査する機能を有し、他の例規との引用関係についても調査できる機能を有すること。
- ・改正後条文の審査が終了した時点で、八匠水道企業団の要望に可能な限り対応した新旧対照表形式にて、出力できる機能を有すること。
- ・起案段階での新旧対照表が完成した時点で、改め文を自動生成し、自動生成後も修正・印刷・保存ができる機能を有すること。
- ・自動生成した改め文を公布文形式で出力する機能を有すること。
- ・とけ込み処理前（公布処理前）までは、作業の取消し、修正、追加等が行える機能を有すること。
- ・最新の法令・辞書機能等を利用した審査機能を有すること。
- ・引用例規・引用法令のリンクが自動的に生成できる機能を有すること。

- ・ システムは、LOG IN IDとパスワード等によるセキュリティ機能等を有すること。

(3) 法令情報システム

下記に示す機能を利用することにより、法令検索を可能とするとともに例規管理システムとの条項単位でのリンクを実現するシステムであること。

【基本機能】

- ・ 例規と条項単位での完全リンクが可能であること。
- ・ システム内容更新は年間12回（毎月更新）以上とすること。
- ・ 目次検索機能を有すること。
- ・ 五十音索引検索機能を有すること。
- ・ 用語検索機能を有すること。
- ・ 制定・沿革検索機能を有すること。
- ・ 検索履歴の保持をする機能
- ・ 引用法令へのリンク機能（条項単位、略称表記も可）
- ・ 指定した条文の印刷、ダウンロード機能
- ・ メモ情報の設定機能
- ・ 条見出し、改正沿革、未施行条文の表示機能
- ・ 登録法令の改正通知機能
- ・ 改正沿革にて官報正誤情報・あらましの登載
- ・ 条文中の漢数字を算用数字に変えて表示する機能
- ・ パブリックコメントの一覧表示機能（2020年1月以降に公示されたものに限る）

4. システムの導入・保守に関すること

(1) システムの導入

- ・ システム導入については、賃貸人が業務に支障のないよう考慮した導入計画を策定すること。
- ・ ソフトウェア等のインストールについては、賃貸人が、業務に支障のないよう考慮した導入計画を策定すること。

(2) システムの保守

- ・ システム導入後においては、常にシステムが正常な状態で動作する環境を保持し、システムに関する問合せ等に対し、迅速かつ適切に対応ができるサポートデスク等を設置すること。
- ・ 業務全般に対する質問に対し、電話、ファクシミリ又はメールにて対応できること。
- ・ ファクシミリ又はメールによる照会受付は随時行い、電話による照会については、下記の時間にて対応すること。
 - 平日 午前9時00分～午後5時15分
- ・ 例規管理システム、法制支援システムの基本的な機能バージョンアップについては、原則無償で提供すること。

(3) 研修体制等

- ・システム導入時には、職員を対象にした操作研修会を計画的に実施すること。
- ・システムに関する操作説明書を納品すること。

以 上